

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成24年3月30日京都市条例第57号）（保健福祉局長寿社会部長寿福祉課，介護保険課）

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）の施行により介護保険法の一部が改正されることに伴い，京都市老人デイサービスセンター条例ほか3条例について，規定を整備することとしました。

この条例は，平成24年4月1日から施行することとしました。

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第57号

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に
伴う関係条例の整理に関する条例

(京都市老人デイサービスセンター条例の一部改正)

第1条 京都市老人デイサービスセンター条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「第8条第16項」を「第8条第17項」に、「第42条の2第
2項第1号」を「第42条の2第2項第2号」に改める。

(京都市特別養護老人ホーム条例の一部改正)

第2条 京都市特別養護老人ホーム条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「第8条第24項」を「第8条第26項」に改める。

(京都市老人介護支援センター条例の一部改正)

第3条 京都市老人介護支援センター条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第8条第21項」を「第8条第23項」に改め、同項第4号
中「第115条の39第1項」を「第115条の46第1項」に改める。

第5条第1項中「第8条第21項」を「第8条第23項」に改める。

(京都市介護給付費準備基金条例の一部改正)

第4条 京都市介護給付費準備基金条例の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「第115条の38第1項及び第2項」を「第115条の45第1項
から第3項まで」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課及び同介護保険課)